

平成20年度の人事院勧告に基づき11月に完全実施が閣議決定され、4月から施行される15分の労働時間短縮は千葉大学ユニオンとしても歓迎すべき改定です。ところが、パートタイマーとして勤務する職員にとっては懸念される点を含んでいる可能性があります。すなわちパートタイマーで週の何日かは1日8時間勤務の非常勤職員の場合です。例えば週30時間＝8＋8＋7＋7、であったとします。時短に伴い常勤（8:30～17:15）と平行に8時間が7.75時間となると、週29.5時間となり、年休付与日数について不利益変更が生じる危険性があります（非常勤職員就業規則第14条：注）。

千葉大学のフルタイム職員の場合は、「単価設定の考え方」によれば、時短でも8時間をベースにしたこれまでの日給を保証することになっています。問題は前述のような“週の何日かは1日8時間勤務”というパートタイマーがおられないか、また、いらした場合はどのように措置されることになるかです。非常勤職員就業規則第11条2項によればそうした事態は起こりません。

常勤と平行で働く1日8時間のパートタイマーの場合、変形労働制のために設定された第11条第3項「本学の運営上の都合等により前2項及び次条以外の勤務形態によって勤務する必要のある非常勤職員については、前2項及び次条の規定にかかわらず・・・」によってこれを7.75時間扱いにされる恐れがあります。

これらの懸念から次の2点についてお尋ねいたします。

(1)

附属病院をはじめとして千葉大学には常勤と平行に1日8時間（8:30～17:15）勤務のパートタイマーがおられるのでしょうか。また人数は。

(2)

いらした場合、これを7.75時間扱いにはしない旨、確認したいと思います。

以上2点ご回答の程よろしく、お願いいたします。

千葉大学ユニオン委員長 福川裕一

(注) 千葉大学非常勤職員就業規則

第14条 非常勤職員には、次の各号に掲げる年次有給休暇を与えるものとする。

- 一 フルタイム職員で深夜業に従事する者 採用の日から6月間において3日
- 二 1週間の勤務日が5日の非常勤職員、1週間の勤務日が4日以下の非常勤職員で1週間の勤務時間が30時間以上である者及び週以外の期間によって勤務日が定められているパートタイム職員で1年間の勤務日が217日以上である者が、採用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上勤務した場合 次の1年間において10日